

学校感染症対応フローチャート

体調不良による欠席

※出席停止になるのは「学校において予防すべき感染症」(学校保健安全法施行規則第18条及び第19条)の場合です。

科目担当者へ欠席連絡

※担当者によって連絡不要場合があります。

医療機関で診断を受ける

※2026年度から市販の検査キットによる申請は受け付けません。

事前に大学指定用紙「学校感染症による出席停止証明書」をプリントし、医療機関に持参しましょう。

申請に必要な書類を用意

季節性インフルエンザ・新型コロナ感染症は、医療機関発行の書類で代用できる場合があります。[医務室ホームページ](#)参照。

出席停止解除後、医務室で申請手続き

教育支援課で「出席停止による授業欠席届」を申請

科目担当者に「出席停止による授業欠席届」を提出

提出しない場合は、通常の欠席扱いです。